

日医発第 139 号(医経) (地域)

令和 7 年 4 月 15 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 正昭
(公印省略)

オープン病院事業法人（開放型病院等を開設する一般社団法人の医師会）及び
福祉病院事業法人（無料低額診療を行う一般社団・財団法人）が行う医療保健業
に係る法人税非課税措置における収入要件の見直しについて

今般、厚生労働省医政局長が各地方厚生局長宛に通知した「「法人税法施行規則第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号及び同条第 7 号の厚生労働大臣の証明について」の一部改正について」に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

令和 7 年度税制改正における、本会税制要望の実現項目について、令和 7 年 1 月 10 日付け都道府県医師会長宛通知文「令和 7 年度税制改正について」（日医発第 1718 号）でご案内しておりますが、今回の通知文書は、上記実現項目のうち、「開放型病院等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し」に関するものです。

オープン病院事業法人（開放型病院等を開設する一般社団法人の医師会）及び福祉病院事業法人（無料低額診療を行う一般社団・財団法人）が行う医療保健業で収益事業に該当しないもの（法人税非課税となるもの）の要件として、社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 60/100 又は 80/100 を超えることという要件（いわゆる収入要件）が課されています。これについて、今般、これらの法人が行う医療保健業務の非営利性を確保すること及び補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないようにすること等の観点から、収入要件の計算の基礎となる分母の全収入金額を医療保健業務に係る収入金額（注 1）とし、分子の社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額（注 2）を加える改正が行われました。

（注 1）「医療保健業務に係る収入金額」は、経常的なものに限ることとされています。また、医療保健業務の内容については、参考資料 1「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和 7 年 3 月 31 日、医政発 0331 第 90 号厚生労働省医政局長通知）を適宜ご参照ください。

(注2)「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額とされています。

なお、各税制措置に係る税務処理については税理士等の専門家に事前にご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会へ適宜周知方お願い申し上げます。

(別添文書)

- 「法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号 及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」の一部改正について（各地方厚生局長宛文書、厚生労働省医政局長）
 - 別紙1 新旧対照表
- 通知改正後全文「法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号 及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」

- 参考資料1 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について（各都道府県知事宛文書、厚生労働省医政局長）
- 参考資料2 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し（厚生労働省 概要資料）
- 参考資料3 オープン病院事業法人・福祉病院事業法人の「収入要件」（日本医師会）

医政発 0331 第 101 号
令和 7 年 3 月 31 日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「法人税法施行規則第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号
及び同条第 7 号の厚生労働大臣の証明について」の一部改正について

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）に基づき、医師会法人等（以下「オープン病院事業法人」という。）又は無料若しくは低額な料金による診療事業等を行う公益法人等（以下「福祉病院事業法人」という。）が行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しないこととされており、その取扱いについては、「法人税法施行規則第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号及び同条第 7 号の厚生労働大臣の証明について」（平成 20 年 10 月 10 日付医発第 1010005 号厚生省医務局長通知。以下「通知」という。）に基づき対応いただいているところである。

今般、オープン病院事業法人については「法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準」（平成 20 年厚生労働省告示第 297 号）、福祉病院事業法人については「法人税法施行規則第六条第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準」（平成 20 年厚生労働省告示第 298 号）の一部を改正したことに伴い、通知の一部を下記の通り改正するので、これを御了知の上、引き続き適切な運用に努めていただくようお願いする。

記

第一 改正の趣旨

オープン病院事業法人及び福祉病院事業法人が行う医療保健業が収益事業に含まれないための要件について、これらの法人が行う医療保健業務の非営利性を確保すること及び補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないようにすること等の観点から、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務に係る収入金額とすること、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えること等、通知の一部について所要の改正を行う。

第二 改正の内容

通知について、別紙 1 の新旧対照表のとおり改正する。

「法人税法施行規則第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号及び同条第 7 号の厚生労働大臣の証明について」
(平成 20 年 10 月 10 日付医政発第 1010005 号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>医政発第 1010005 号 平成 20 年 10 月 10 日 医政発 1225 第 17 号 令和 2 年 12 月 25 日 <u>最終改正</u> <u>医政発 0331 第 101 号</u> <u>令和 7 年 3 月 31 日</u></p> <p>各地方厚生局長 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>法人税法施行規則第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号 及び同条第 7 号の厚生労働大臣の証明について</p> <p>法人税法施行規則 (昭和 40 年大蔵省令第 12 号) 第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号及び同条第 7 号における厚生労働大臣の証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。</p> <p><u>【本件担当】</u> 厚生労働省医政局総務課</p>	<p>医政発第 1010005 号 平成 20 年 10 月 10 日 医政発 1225 第 17 号 令和 2 年 12 月 25 日</p> <p>各地方厚生局長 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>法人税法施行規則第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号 及び同条第 7 号の厚生労働大臣の証明について</p> <p>法人税法施行規則 (昭和 40 年大蔵省令第 12 号) 第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号及び同条第 7 号における厚生労働大臣の証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。</p> <p><u>【本件担当】</u> 厚生労働省医政局総務課 松濑、平本 電話 : 03-3595-2189 FAX : 03-3501-2048</p>

(別添)

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ウにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令④）。

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注意点を示すものである。

(注1) (略)

(注2) (略)

(別添)

I. 概要

平成20年度税制改正により、法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ワにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下、「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下、「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされた（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令③）。

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注意点を示すものである。

(注1) (略)

(注2) (略)

<p>Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅲ. オープン病院事業法人</p>	<p>Ⅲ. オープン病院事業法人</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。 ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。 <p>1. 収入要件（告示（第297号）第1号） （全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括表の $\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}}{\textcircled{10}}$ が6割を超えること。 <p>① ～⑧（略）</p> <p>⑨ <u>2号口に掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの</u></p> <p>⑩ <u>当該法人の医療保健業務に係る収入金額（⑨に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）</u></p> <p>※ 1 <u>医療保健業務に係る収入金額には、以下に掲げるもの等は含まれないことに留意すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入及び当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るもの</u> ・ <u>会費、入会金、特別収入（寄附金収入、固定資産売却益、受取利息など）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。 ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。 <p>1. 収入要件（告示（第297号）第1号） （全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括表の $\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}}{\textcircled{10}}$ が6割を超えること。 <p>① ～⑧（略）</p> <p>⑨ <u>2号口に掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業に係る収入金額（国又は地方公共団体から他の公益法人等を経由し受け取る場合を含む）。</u></p> <p>⑩ <u>当該法人の全収入金額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全収入金額とは、法人の事業収入から、当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入、当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除いたもの。</u> ・ <u>事業収入とは、経常的な収益のうち事業活動に係る収益をいい、会費、入会金、特別収入などは含まれない。</u>

※2 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること

また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

2. (略)

2. (略)

様式 1—1

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)
(法人名)
(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第5条第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

様式 1—1

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)
(法人名)
(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第5条第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

(別紙)

1. (略)

2. 医療保健業務に係る収入金額の明細

項目	収入金額 (円)	構成割合 (%)
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨補助金等		
(①～⑨の合計)		
⑩計		100

3. ～9. (略)

10. 「次号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに補助金等に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの」

	事業名	収入金額 (円)
	ロ(1) 学校医	
	ロ(4) 特定健診特定保健指導	

(別紙)

1. (略)

2. 事業収入総括表

項目	収入金額 (円)	構成割合 (%)
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨自治体委託		
(①～⑨の合計)		
⑩事業収入合計		100

3. ～9. (略)

10. 「次号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業に係る収入金額」

	事業名	収入金額 (円)
	ロ(1) 学校医	
	ロ(4) 特定健診特定保健指導	

	合 計	

	合 計	

様式 1-2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

様式 1-2

平成〇年〇月〇日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。
- ・次のいずれかに該当すること。
 { (イ又はロ又はハに該当) かつ (ニに該当)
 (ホに該当)

1. (略)

2. 収入要件 (規則第6条第7号、告示第298号)

(1) 全体

- ・総括表の $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}}{\text{⑤}}$ が8割を超えること。

① 社会保険診療に係る収入金額

- ・社会保険診療関係の収入額を記載する。

② 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

- ・おおむね⑤×0.1 ≥ ②が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程を確認すること。

③ 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業 (健康診査に係るものに限る。) に係る収入金額

- ・健康診査に係るものに限る。
- ・診療報酬規程を確認すること。

④ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金 (固定資産の取得に充てるためのものを除く) に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

⑤ 医療保健業務に係る収入金額 (④に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。)

- ・医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の

IV. 福祉病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。
- ・次のいずれかに該当すること。
 { (イ又はロ又はハに該当) かつ (ニに該当)
 (ホに該当)

1. (略)

2. 収入要件 (規則第6条第7号、告示第298号)

(1) 全体

- ・総括表の $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}}{\text{④}}$ が8割を超えること。

(2) 社会保険診療に係る収入金額。

- ・社会保険診療関係の収入額を記載する。

(3) 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬の場合に限る。)

- ・おおむね⑩×0.1 ≥ ②が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程を確認すること。

(4) 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業 (健康診査に係るものに限る。) に係る収入金額

- ・健康診査に係るものに限る。
- ・診療報酬規程を確認すること。

(新設)

(5) 全収入金額

- ・当該法人の事業収入を記入する。

業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること。

- ・ また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

様式 2—1

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)
(法人名)
(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

様式 2—1

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)
(法人名)
(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

(別紙)

1. ~ 4. (略)

5. 医療保健業務に係る収入金額の明細

区 分	収入金額	割 合
①社会保険診療	円	%
②労災保険診療	円	%
③健康診査	円	%
④補助金等	円	%
⑤計	円	100%

6. ~ 7. (略)

(別紙)

1. ~ 4. (略)

5. 収入総括表

区 分	収入金額	割 合
①社会保険診療	円	%
②労災保険診療	円	%
③健康診査	円	%
(新設)	(新設)	(新設)
④計	(新設)	(新設)

6. ~ 7. (略)

様式 2-2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の証明

貴法人について、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第6条第4号及び第7号に規定する基準に該当することを証明します。

様式 2-2

平成〇年〇月〇日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の証明

貴法人について、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第6条第4号及び第7号に規定する基準に該当することを証明します。

【参考法令①】

法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）（抄）

（収益事業の範囲）

第 5 条 法第 2 条第 13 号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

1～28（略）

29 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～ル（略）

㉔ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第 2 に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

ワ・カ（略）

㉕ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

30～34（略）

【参考法令②】

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）（抄）

（医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第 5 条 令第 5 条第 1 項第 29 号㉔（収益事業の範囲）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（公益社団法人にあつては、第 1 号から第 5 号までに掲げる要件）とする。

1 1 又は 2 以上の都道府県、郡、市、町、村、特別区（旧東京都制（昭和 18 年法律第 89 号）第 140 条第 2 項（区の区域等）に規定する従来の東京市の区を含む。）又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項（指定都市の権能）に規定する指定都市の区若しくは総合区の区域を単位とし、当該区域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第 2 に掲げる一般社団法人である医師会又は歯科医師会（以下この条において「医師会法人等」という。）で、当該医師会法人等の当該事業年度終了の日において地域医師等（当該医師会法人等の組

【参考法令①】

法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）（抄）

（収益事業の範囲）

第 5 条 法第 2 条第 13 号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

1～28（略）

29 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ～㉔（略）

㉔ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第 2 に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内のすべての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

カ・㉕（略）

㉕ イから㉕までに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

30～34（略）

【参考法令②】

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）（抄）

（医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第 5 条 令第 5 条第 1 項第 29 号㉔（医療保健業）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（公益社団法人にあつては、第 1 号から第 5 号までに掲げる要件）とする。

1 1 又は 2 以上の都道府県、郡、市、町、村、特別区（旧東京都制（昭和 18 年法律第 89 号）第 140 条第 2 項（区の区域等）に規定する従来の東京市の区を含む。）又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項（指定都市の事務）に規定する指定都市の区の区域を単位とし、当該区域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第 2 に掲げる一般社団法人である医師会又は歯科医師会（以下この条において「医師会法人等」という。）で、当該医師会法人等の当該事業年度終了の日において地域医師等（当該医師会法人等の組織されている区

織されている区域の医師又は歯科医師をいう。第3号及び第4号において同じ。)の大部分を会員としているものであること。

2 (略)

3 医師会法人等の開設する全ての病院又は診療所(専ら臨床検査をその業務とするものを含む。次号において「病院等」という。)が、当該事業年度を通じて、地域医師等の全ての者の利用に供するために開放され、かつ、当該地域医師等によつて利用されていること。

4 医師会法人等の開設する全ての病院等における診療が、当該事業年度を通じて地域医師等受診患者(当該病院等以外の病院又は診療所において主として診療を行う地域医師等の当該診療を受けた患者でその後引き続き主として当該地域医師等の診療を受けるものをいう。)に対して専ら行われていること。

5～6 (略)

(公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)

第6条 令第5条第1項第29号ヨ(医療保健業)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件(法別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にあつては、第1号から第6号までに掲げる要件)とする。

1～3 (略)

4 (略)

イ 医療法(昭和23年法律第205号)第22条第1号及び第4号から第9号まで(地域医療支援病院の施設の基準)に掲げる施設の全てを有していること。

ロ～ホ (略)

5～7 (略)

【参考法令③】

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)

(社会医療法人の認定要件)

第30条の35の3 法第42条の2第1項第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

1 (略)

2 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額((7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)

域の医師又は歯科医師をいう。第3号及び第4号において同じ。)の大部分を会員としているものであること。

2 (略)

3 医師会法人等の開設するすべての病院又は診療所(専ら臨床検査をその業務とするものを含む。次号において「病院等」という。)が、当該事業年度を通じて、地域医師等のすべての者の利用に供するために開放され、かつ、当該地域医師等によつて利用されていること。

4 医師会法人等の開設するすべての病院等における診療が、当該事業年度を通じて地域医師等受診患者(当該病院等以外の病院又は診療所において主として診療を行う地域医師等の当該診療を受けた患者でその後引き続き主として当該地域医師等の診療を受けるものをいう。)に対して専ら行われていること。

5～6 (略)

(公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)

第6条 令第5条第1項第29号タ(医療保健業)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件(法別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にあつては、第1号から第6号までに掲げる要件)とする。

1～3 (略)

4 (略)

イ 医療法(昭和23年法律第205号)第22条第1号及び第4号から第9号まで(地域医療支援病院の施設の基準)に掲げる施設のすべてを有していること。

ロ～ホ (略)

5～7 (略)

(新設)

の百分の八十を超えること。

(1) ~ (4) (略)

(5) 介護保険法の規定による保険給付（第三項において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第三項において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

(7) (略)

八~二 (略)

【参考法令④】

○厚生労働省告示第 297 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 6 号の規定に基づき、法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

平成 20 年 4 月 30 日

厚生労働大臣 舛添 要一

法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号。以下「規則」という。）第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

1 事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ

【参考法令③】

厚生労働省告示第 297 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 6 号の規定に基づき、法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

平成 20 年 4 月 30 日

厚生労働大臣 舛添 要一

法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号。以下「規則」という。）第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

1 事業について、社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく給付に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をい

(6)に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。)をいう。以下同じ。)に係る収入金額(へに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。なお、当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを含まないものとする。以下同じ。)の100分の60を超えること。

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和三十二年法律第五十号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)及び公害健康被害の補償等に関する法律(昭和三十八年法律第一百一十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。)を含む。)

ロ 健康増進事業(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)

ハ 当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

ニ 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩(べん)に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)

ホ 次号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業に係る収入金額(へに関するものを除く。)

ヘ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

2 次のいずれかに該当する法人が行う規則第5条第6号の事業であること。

イ 医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項の地域医療支援病院の開設者であること。

ロ 次のいずれか2以上の事項に該当する規則第5条第1号に規定する医師会であること。

(1) 主たる事務所の所在する都道府県(以下「所在都道府県」という。)又は所在都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)

う。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。))並びに次号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業(当該基準に関する事業を除く。)に係る収入金額の合計金額が、当該法人の全収入金額(当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除く。)の100分の60を超えること。

2 次のいずれかに該当する法人が行う規則第5条第6号の事業であること。

イ 医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項の地域医療支援病院の開設者であること。

ロ 次のいずれか2以上の事項に該当する規則第5条第1号に規定する医師会であること。

(1) 主たる事務所の所在する都道府県(以下「所在都道府県」という。)又は所在都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)

の区域内に設置されている学校における学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 1 項に規定する学校医の相当数が当該医師会の会員である医師であること。

(2) 所在都道府県等（所在都道府県又は所在都道府県内の市町村をいう。以下同じ。）において医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イに掲げる救急医療を提供すること。

(3) 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県等において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定による予防接種を実施していること。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に規定する特定健康診査又は同法第 24 条に規定する特定保健指導の実施について、同法第 7 条第 2 項に規定する保険者（所在都道府県等における保険者に限る。）から委託を受けていること。

(5) 所在都道府県等において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 15 条の 2 第 2 項に規定する国が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 19 条の 3 に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業を実施していること。

(6) 当該医師会の会員である医師が、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

ハ その開設する病院又は診療所が、次のいずれか 2 以上の事項に該当する規則第 5 条第 1 号に規定する歯科医師会であること。

(1) 休日（当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。以下同じ。）に診療を行っていること。

(2) 夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までの間（休日を除く。）をいう。）に診療を行っていること。

(3) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者に対する診療を行っていること。

(4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、所在都道府県等において、往診及び巡回診療を行っていること。

(5) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。

○厚生労働省告示第 298 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 7 号の規定に

の区域内に設置されている学校における学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 16 条第 1 項に規定する学校医の相当数が当該医師会の会員である医師であること。

(2) 所在都道府県等（所在都道府県又は所在都道府県内の市町村をいう。以下同じ。）において医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イに掲げる救急医療を提供すること。

(3) 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県等において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定による予防接種を実施していること。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に規定する特定健康診査又は同法第 24 条に規定する特定保健指導の実施について、同法第 7 条第 2 項に規定する保険者（所在都道府県等における保険者に限る。）から委託を受けていること。

(5) 所在都道府県等において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 15 条の 2 第 2 項に規定する地域産業保健センター事業を実施していること。

(6) 当該医師会の会員である医師が、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

ハ その開設する病院又は診療所が、次のいずれか 2 以上の事項に該当する規則第 5 条第 1 号に規定する歯科医師会であること。

(1) 休日（当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。以下同じ。）に診療を行っていること。

(2) 夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までの間（休日を除く。）をいう。）に診療を行っていること。

(3) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者に対する診療を行っていること。

(4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、所在都道府県等において、往診及び巡回診療を行っていること。

(5) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。

○厚生労働省告示第 298 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 7 号の規定に

基づき、法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成20年12月1日から適用する。

平成20年4月30日

厚生労働大臣 舛添 要一

法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）をいう。以下同じ。）に係る収入金額（第3号に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えることとする。

二 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100の10以下の場合に限る。）を含む。）

三 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

四 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

基づき、法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成20年12月1日から適用する。

平成20年4月30日

厚生労働大臣 舛添 要一

法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、事業について、社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく給付に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えることとする。

医政発第1010005号
平成20年10月10日
医政発1225第17号
令和2年12月25日
最終改正 医政発0331第101号
令和7年3月31日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局長

法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号
及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第5条第6号並びに同規則第6条第4号及び同条第7号における厚生労働大臣の証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。

【本件担当】

厚生労働省医政局総務課

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号㉞において、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下、「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号㉟において、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下、「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令③）。

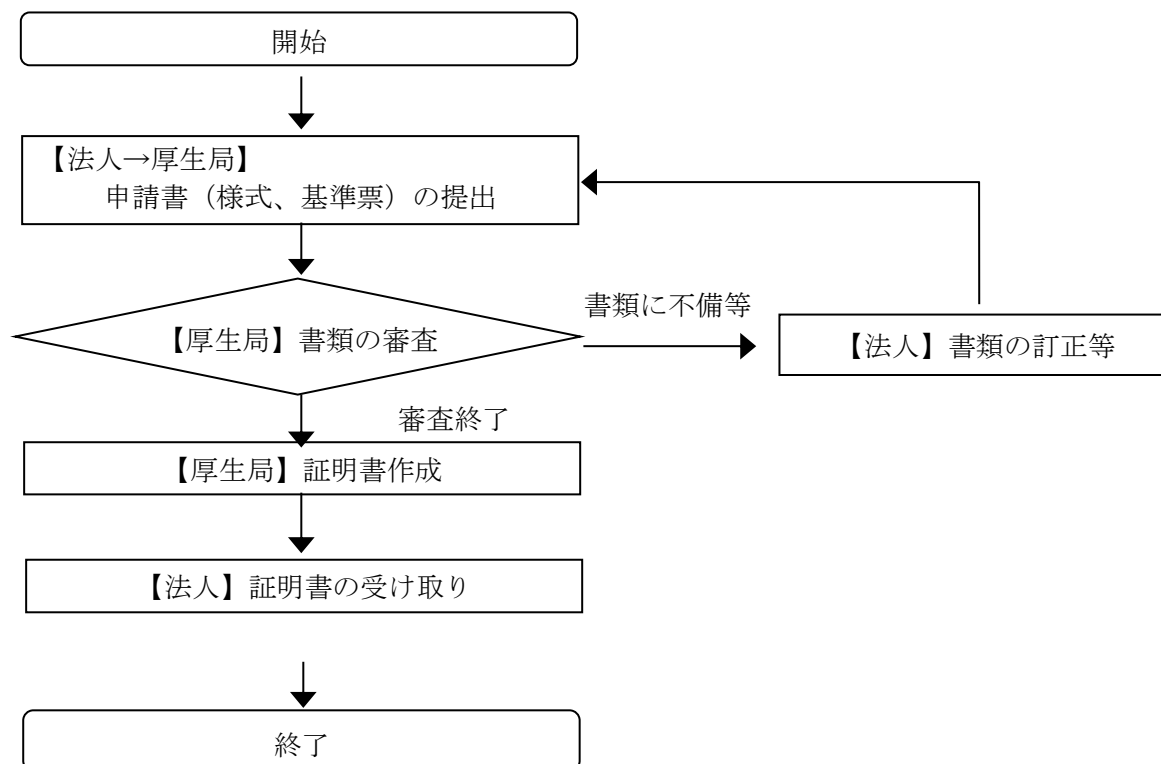
本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注意点等を示すものである。

（注1）本除外措置の適用は、収益事業課税が適用される法人税法（昭和40年法律第34号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する公益法人等（非営利型の一般社団・財団法人等）に限られるため、同条第9号に規定する普通法人に該当するものについてその適用はないことに留意すること。

（注2）規則第5条第6号及び第6条第7号の証明の対象は、法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に限ることに留意すること。

II. 証明書発行に関する手続きの流れ

オープン病院事業法人、福祉病院事業法人のどちらも手続きの流れは下図のとおり。



Ⅲ. オープン病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 収入要件（告示（第297号）第1号）

（全体）

- ・総括表の $\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}}{\textcircled{10}}$ が6割を超えること。

①社会保険診療に係る収入金額

- ・社会保険診療関係の収入額を記載する。

②労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

- ・おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{2}$ が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

③自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

- ・おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{3}$ が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

④公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

- ・おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{4}$ が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。

⑤健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

- ・健康診査に係るものに限る。
- ・診療報酬規程等を確認すること。

⑥健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

- ・診療報酬規程等を確認すること。

⑦臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

- ・臨床検査センターでの収入を記載する。

⑧助産に係る収入金額

- ・総括表の分娩費用の額（⑧）がA又はCの金額のうちいずれか低い方の金額（D）と一致すること。

⑨2号ロに掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

⑩当該法人の医療保健業務に係る収入金額（⑨に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに

限る。)

- ※1 医療保健業務に係る収入金額には、以下に掲げるもの等は含まれないことに留意すること
 - ・当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入及び当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るもの
 - ・会費、入会金、特別収入（寄附金収入、固定資産売却益、受取利息など）
 - ※2 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること
- また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

2. 事業等要件（告示（第297号）第2号）

- ・《イに該当》又は《医師会で、ロ（1）～（6）の内2つ以上に該当》又は《歯科医師会で、ハ（1）～（5）の内2つ以上に該当》することが必要となる。
- イ. 地域医療支援病院の開設者であること。
- ・地域医療支援病院であることの都道府県知事の承認書を確認。
- ロ（1） 学校医の相当数が医師会の会員である医師であること。
- ・法人と自治体との学校医に関する契約書等を確認。
 - ・相当数とは、当該医師会の活動範囲における学校医の延べ人数のおおむね5割とする。
- ロ（2） 救急医療を提供すること。
- ・救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所と認定され、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限が、都道府県知事によって告示されていることまたは在宅当番医制の運営受託など救急医療対策事業を実施していることを確認。
- ロ（3） 予防接種を実施していること。
- ・当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う主たる場所が、市町村長又は都道府県知事によって公告されていることを確認。
- ロ（4） 特定健康診査・特定保健指導について保険者から委託を受けていること。
- ・保険者との間に締結した委託契約書にて確認
- ロ（5） 地域産業保健センター事業を実施していること。
- ・法人と各都道府県労働局との間に締結した事業委託契約書にて確認
- ロ（6） へき地において、巡回診療又は健康診査を実施していること。
- ・無医地区、準無医地区及びへき地診療所が開設されている等、へき地保健医療対策が実施され

ている地域において巡回診療又は健康診査を実施する際の開設許可申請書等にて確認

ハ（１）休日に診療を行っていること。

・以下のいずれかの方法により確認すること。

①法人と自治体との休日診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が休日に診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

なお、当該病院または診療所が、もっぱら休日（日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日、12月30日、12月31日、1月2日並びに1月3日）を表示する診療時間とする場合にあっても、本項に該当するものであること。

ハ（２）夜間に診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との夜間診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が夜間に診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

ハ（３）障害者に対する診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との障害者に対する診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が障害者に対する診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

ハ（４）往診及び巡回診療を行っていること。

・以下の何れかの方法により確認すること。

①法人と自治体との往診及び巡回診療に関する契約書等を確認すること。

②当該病院または診療所が往診及び巡回診療に関する診療を行っていることを確認できる書類（前年度の実績等）を確認すること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で往診及び巡回診療を行う歯科医師を含むものであること。

ハ（５）保健指導又は健康診査のうち、歯科保健に関するものを行っていること。

法人と自治体との保健指導又は健康診査に関する契約書等を確認すること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で保健指導又は健康診査を行う歯科医師を含むものであること。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)

(法人名)

(法人の長)

印

証明申請書

法人税法施行規則第5条第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

1. 要件一覧表

イ	ロ						ハ					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	

2. 医療保健業務に係る収入金額の明細

項目	収入金額 (円)	構成割合 (%)
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨補助金等		
(①～⑨の合計)		
⑩計		100

3. 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

②に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 準ずる額
 準じない額

4. 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

③に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 準ずる額
 準じない額

5. 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

④に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 準ずる額
- 準じない額

6. 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

⑤に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

7. 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

⑥に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

8. 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

	施設名	収入金額（円）
	合計	

9. 助産にかかる収入金額

	項目	値
A	自由診療のうち助産にかかる収入（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く）	円
B	分娩件数	件
C	B × 50万円	円
D	A又はCの金額のうち、いずれか低い方の金額	円

10. 「次号ロ（1）及び（4）に掲げる基準に関する事業並びに補助金等に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの」

	事業名	収入金額（円）
	ロ（1）学校医	
	ロ（4）特定健診特定保健指導	
	合計	

様式 1 - 2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 5 条第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。
- ・次のいずれかに該当すること。
 - { (イ又はロ又はハに該当) かつ (ニに該当)
 - { (ホに該当)

1. 事業等要件（規則第6条第4号）

イ. 地域医療支援病院の施設の基準

- ・地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写しを確認する。
- ・地域医療支援病院ではない場合は、①～⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は当該自動車の写真及び車検証を確認する。
 - ①集中治療室
 - ②化学、細菌及び病理の検査施設
 - ③病理解剖室
 - ④研究室
 - ⑤講義室
 - ⑥図書室
 - ⑦医薬品情報管理室
 - ⑧救急用又は患者輸送用自動車

ロ. 実地修練、臨床研修

- ①から③のいずれかに該当すること。
 - ①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
→附属病院であることを確認する。
 - ②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院
→厚生労働大臣の指定書の写しを確認する。
 - ③臨床研修病院としての指定を受けている病院
→厚生労働大臣の指定書の写しを確認する。

ハ. 保健師養成所等、医師等の再教育

次のどちらかに該当すること

- ①保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。
→「厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書」を確認する。
- ②大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導医として、常時3人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。
→「診療科毎の指導医の名簿及び各指導医の医師免許の写し及び略歴書」及び「当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿」を確認する。

二. 生活保護法の医療扶助

・ $\frac{A+B}{C}$ が 10%以上であること。

- A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数
- C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

・ 必要書類

- ①「法人の診療報酬について規定した書類」、②「申請に係る年度中におけるA～Cの実績数」

ホ. 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業

・ $\frac{A+B}{C}$ が 10%以上であること。

- A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数
- C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

・ 必要書類

- ①「社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書」、②「申請に係る年度中におけるA～Cの実績数を記載した書類」

2. 収入要件（規則第6条第7号、告示第298号）

(1) 全体

・ 総括表の $\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}}{\textcircled{5}}$ が 8割を超えること。

① 社会保険診療に係る収入金額。

- ・ 社会保険診療関係の収入額を記載する。

② 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

- ・ おおむね $\textcircled{5} \times 0.1 \geq \textcircled{2}$ が成立すること。
- ・ 当該医療機関の診療報酬規程を確認すること。

③ 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

- ・ 健康診査に係るものに限る。
- ・ 診療報酬規程を確認すること。

④ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託

又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

- ⑤ 医療保健業務に係る収入金額（④に掲げる収入金額を含み、経常的なものに限る。）
- ・医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること。
 - ・また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)

(法人名)

(法人の長)

印

証明申請書

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

1. 要件一覧表

イ	ロ	ハ	ニ	ホ

2. ロ (実地修練、臨床研修)

チェック欄	該 当 病 院
	①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
	②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院
	③臨床研修病院としての指定を受けている病院

3. ニ (生活保護法の医療扶助)

項 目	内 容
算定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
A (生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数)	人
B (無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を10%以上減額した患者数)	人
C (患者総数)	人
実施率 ($\frac{A+B}{C}$)	%

②について、

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位(第2位以下は切り捨て)まで記入すること。
2. 患者数は全て延べ数。
3. 複数の医療機関を有する場合、「医療機関毎の患者数」を作成の上、そのA~Cそれぞれの合計欄の数を本表A~Cに記入すること。
4. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

二 別表（医療機関毎の患者数）

医療機関名	A（生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数）	B（無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数）	C（患者総数）
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
計	人	人	人

4. ホ 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業

項目	内容
算定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
A（生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数）	人
B（無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数）	人
C（患者総数）	人
実施率 $\left(\frac{A+B}{C}\right)$	%

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。
2. A、B及びCは、算定期間におけるそれぞれの延べ数を記入すること。
3. 複数の医療機関を有する場合、当該有する医療機関毎に本表を作成すること。
4. 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写しを添付すること。
5. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

5. 医療保健業務に係る収入金額の明細

区分	収入金額	割合
①社会保険診療	円	%
②労災保険診療	円	%
③健康診査	円	%
④補助金等	円	%
⑤計	円	100%

6. 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が、社会保険診療と同一の基準により計算するまたは少額（全収入金額のおおむね100分の10以下）か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

7. 健康診査

健康診査に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 4 号及び第 7 号の証明

貴法人について、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 6 条第 4 号及び第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

【参考法令①】

法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）（抄）

（収益事業の範囲）

第5条 法第2条第13号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

1～28 （略）

29 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるものの以外のもの

イ～ル （略）

ヲ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第2に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

ワ・カ （略）

ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

30～34 （略）

【参考法令②】

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）（抄）

（医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第5条 令第5条第1項第29号ヲ（収益事業の範囲）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（公益社団法人にあつては、第1号から第5号までに掲げる要件）とする。

1 1又は2以上の都道府県、郡、市、町、村、特別区（旧東京都制（昭和18年法律第89号）第140条第2項（区の区域等）に規定する従来の東京市の区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項（指定都市の権能）に規定する指定都市の区若しくは総合区の区域を単位とし、当該区域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第2に掲げる一般社団法人である医師会又は歯科医師会（以下この条において「医師会法人等」という。）で、当該医師会法人等の当該事業年度終了の日において地域医師等（当該医師会法人等の組織されている区域の医師又は歯科医師をいう。第3号及び第4号において同じ。）の大部分を会員としているものであること。

2 医師会法人等の当該事業年度終了の日における定款に、当該医師会法人等が解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該医師会法人等と類似の目的を有する他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

- 3 医師会法人等の開設する全ての病院又は診療所（専ら臨床検査をその業務とするものを含む。次号において「病院等」という。）が、当該事業年度を通じて、地域医師等の全ての者の利用に供するために開放され、かつ、当該地域医師等によつて利用されていること。
- 4 医師会法人等の開設する全ての病院等における診療が、当該事業年度を通じて地域医師等受診患者（当該病院等以外の病院又は診療所において主として診療を行う地域医師等の当該診療を受けた患者でその後引き続き主として当該地域医師等の診療を受けるものをいう。）に対して専ら行われていること。
- 5 医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が、当該事業年度を通じて、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下であること。
- 6 医師会法人等の行う事業が、公的に運営され、かつ、地域における医療の確保に資するものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

（公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件）

第 6 条 令第 5 条第 1 項第 29 号ヨ（医療保健業）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件（法別表第 2 に掲げる一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にあつては、第 1 号から第 6 号までに掲げる要件）とする。

1～3 （略）

4 公益法人等が、当該事業年度を通じて、次のイからハまでに掲げる事項のうちいずれかの事項及びニに掲げる事項に該当し、又はホに掲げる事項に該当することにつき厚生労働大臣の証明を受けているものであること。

イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 22 条第 1 号及び第 4 号から第 9 号まで（地域医療支援病院の施設の基準）に掲げる施設の全てを有していること。

ロ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 2 号（医師国家試験の受験資格）若しくは歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 2 号（歯科医師国家試験の受験資格）に規定する実地修練又は医師法第 16 条の 2 第 1 項（臨床研修）に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。

ハ 都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）の規定による大学及び旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）の規定による専門学校を含む。）の教職の経験若しくは担当診療科に関し 5 年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時 3 人以上の医師若しくは歯科医師の再教育（再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。）を行つていること。

ニ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条（医療扶助）若しくは第 16 条（出産扶助）に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第 76 条第 2 項の規定により算定される額及び同法第 85 条第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同

法第 85 条の 2 第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の 10 分の 1 以上であること。

ホ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条第 1 項（第 2 種社会福祉事業開始の届出）の規定により同法第 2 条第 3 項第 9 号（無料又は低額な料金による診療事業）に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従って当該事業を行つていること。

5～6 （略）

7 公益法人等の行う事業が公的に運営されるものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

【参考法令③】

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

（社会医療法人の認定要件）

第 30 条の 35 の 3 法第 42 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

1 （略）

2 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

ロ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の百分の八十を超えること。

（1）～（4） （略）

（5） 介護保険法の規定による保険給付（第三項において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

（6） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第三項において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

（7） （略）

ハ～ニ （略）

【参考法令④】

○厚生労働省告示第 297 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 6 号の規定に基づき、法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

平成 20 年 4 月 30 日

厚生労働大臣 舛添 要一

法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号。以下「規則」という。）第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 1 事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）をいう。以下同じ。）に係る収入金額（へに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。なお、当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを含まないものとする。以下同じ。）の百分の六十を超えること。
 - イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。）を含む。）
 - ロ 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
 - ハ 当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額
 - ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩（べん）に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）
 - ホ 次号ロ（1）及び（4）に掲げる基準に関する事業に係る収入金額
 - ヘ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業（次号ロ（1）及び（4）に掲げる基準に関する事業を除く。）に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの
- 2 次のいずれかに該当する法人が行う規則第 5 条第 6 号の事業であること。

- イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条第 1 項の地域医療支援病院の開設者であること。
- ロ 次のいずれか 2 以上の事項に該当する規則第 5 条第 1 号に規定する医師会であること。
 - (1) 主たる事務所の所在する都道府県（以下「所在都道府県」という。）又は所在都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に設置されている学校における学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 1 項に規定する学校医の相当数が当該医師会の会員である医師であること。
 - (2) 所在都道府県等（所在都道府県又は所在都道府県内の市町村をいう。以下同じ。）において医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イに掲げる救急医療を提供すること。
 - (3) 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県等において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定による予防接種を実施していること。
 - (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に規定する特定健康診査又は同法第 24 条に規定する特定保健指導の実施について、同法第 7 条第 2 項に規定する保険者（所在都道府県等における保険者に限る。）から委託を受けていること。
 - (5) 所在都道府県等において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 15 条の 2 第 2 項に規定する国が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 19 条の 3 に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業を実施していること。
 - (6) 当該医師会の会員である医師が、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれないう山間地、離島その他の地域において、巡回診療又は健康診査を実施していること。
- ハ その開設する病院又は診療所が、次のいずれか 2 以上の事項に該当する規則第 5 条第 1 号に規定する歯科医師会であること。
 - (1) 休日（当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。以下同じ。）に診療を行っていること。
 - (2) 夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までの間（休日を除く。）をいう。）に診療を行っていること。
 - (3) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者に対する診療を行っていること。
 - (4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、所在都道府県等において、往診及び巡回診療を行っていること。
 - (5) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。

○厚生労働省告示第 298 号

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 7 号の規定に基づき、法人税法施行規則第 6 条第 7 号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

平成 20 年 4 月 30 日

厚生労働大臣 舩添 要一

法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務(病院、診療所、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務(医業その他これに類する業務、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の3第1項第2号ロ(5)に規定する介護サービスに係る業務及び同号(6)に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。)をいう。以下同じ。)に係る収入金額(第3号に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)の百分の八十を超えることとする。

- 一 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100の10以下の場合に限る。)を含む。)
- 二 健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)
- 三 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

医政発 0331 第 90 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における
医療保健業務について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号。以下「告示」という。）の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について」（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

改正後の当該認定要件等における「医療保健業務」について、改正後の規則第 30 条の 35 の 3 第 3 項及び告示第 2 条により、「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）」と規定されたことを受け、これについて下記のとおり取り扱い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

規則第 30 条の 35 の 3 第 3 項及び告示第 1 号イに規定する「医療保健業務」は、次の業務とすること

- ・ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務（医療法人の本来業務）
- ・ 医療法第 42 条各号に掲げる業務（医療法人の附帯業務）のうち別表に掲げるもの

(別表)

医療法第42条各号に掲げる附帯業務		「医療保健業務」とするもの
第1号	医療関係者の養成又は再教育	—
第2号	医学又は歯学に関する研究所の設置	—
第3号	医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設	○
第4号	疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）	—
第5号	疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）	—
第6号	保健衛生に関する業務	
	I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務	
	薬局	○
	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）	○
	衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）	○
	介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）	—
	介護職員養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）	—
	介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であつて次に掲げるもの。 ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業 イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業 ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等	—
	介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務	○
	助産所（医療法第2条に規定するもの。）	○
歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）	○	

	医療法第42条各号に掲げる附帯業務	「医療保健業務」とするもの
	福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）	—
	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。	○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。
	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。</p> <p>(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務</p> <p>ア 労働者派遣法第2条第4号に掲げる紹介予定派遣をする場合</p> <p>イ 労働者派遣法第40条の2第1項第4号又は第5号に該当する場合</p> <p>ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合</p> <p>(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務</p> <p>エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するべき地にある場合</p> <p>オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（べき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の12第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）</p>	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業（地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。）	○
	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センター	—
	健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業	○
	学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（以下、「認可外保育施設」という。）において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業	○
	認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの	—
	<p>医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、 ・又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者に対して、当該医療法人が配食を行うもの。 	—

医療法第42条各号に掲げる附帯業務		「医療保健業務」とするもの
	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭の保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）において第6条の3第12項に規定する業務を目的とする事業のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業による助成を受けているもの（以下「企業主導型保育事業」という。）。</p>	—
	産後ケア事業（市町村の委託を受けて実施するもの）	○
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条第1項に規定する医療的ケア児支援センター	—
	Ⅱ. 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務	
	海外における医療施設の運営に関する業務	—
第7号	<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施</p>	
	1 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの	
	<p>生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第6項に規定する宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業</p>	—
	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業</p>	○ ※障害児入所施設を経営する事業に限る。
	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）を経営する事業</p>	○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を経営する事業</p>	○
	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設を経営する事業</p>	—
	<p>授産施設（生活保護法第38条第5項に規定する授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業</p>	—
	2 社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの	
	<p>生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業</p>	—
<p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業</p>	—	

医療法第42条各号に掲げる附帯業務		「医療保健業務」とするもの
	<p>児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p>	<p>○ ※障害児通所支援事業、障害児相談支援事業に限る。</p>
	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業</p>	—
	<p>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)第2条第4号に規定する養子縁組あっせん事業</p>	—
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を運営する事業</p>	—
	<p>老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを運営する事業</p>	○
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業</p>	○
	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p>	○
	<p>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p>	○
	<p>生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p>	—
	<p>隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金をこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)</p>	—
	<p>福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービス(社会福祉法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第11号までの事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)</p>	—
	<p>社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業</p>	—
第8号	<p>有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの。)</p>	<p>○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。</p>

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し（所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税、地方消費税）

1. 大綱の概要

社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため「全収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定（※1）を超えること（以下「収入要件」という。）」等の要件が課されている。

（※1） オープン病院事業法人は60/100、それ以外は80/100

- 社会医療法人等の収入要件について、
 - ・ 補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」（分子）に「補助金等に係る収入金額（※2）」を加えること、
 - ・ 法人が行う医療保健業務の非営利性を確保する観点から、「全収入金額（事業収益の額）」（分母）を「医療保健業務（※3）による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）」とすることの見直しを行うほか、所要の見直しを行う。

（※2） 国又は地方公共団体から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む）に係る収入金額及び国又は地方公共団体からの委託（国等に代わってその委託に係る事務を行う者からからの委託を含む）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保険業務に係るものをいう。

（※3） 各法人の本来業務及び附帯業務（医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。）をいう。

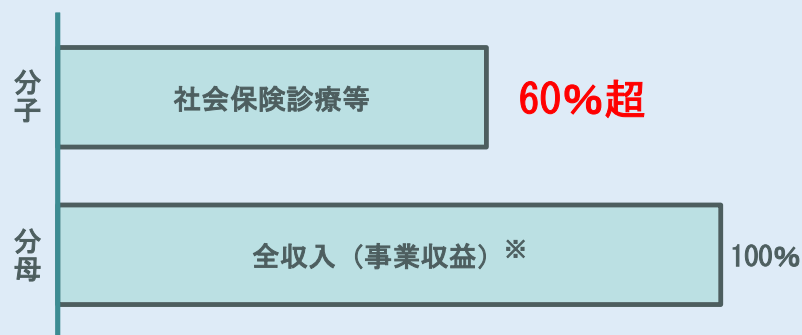
<参考> 社会医療法人の収入要件 ※下線が見直し部分

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(分子)} \quad \text{社会保険診療} + \text{健康診査} + \text{予防接種} + \text{助産} + \text{介護サービス} \\ \quad \quad \quad + \text{障害福祉サービス} + \text{補助金等} \text{ に係る収入金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(分母)} \quad \text{全収入金額} \Rightarrow \text{医療保健業務による収入金額} \end{array}} > \frac{80}{100}$$

オープン病院事業法人・福祉病院事業法人の「収入要件」

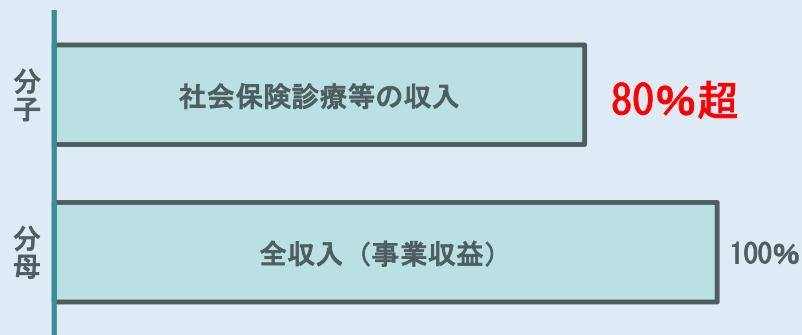
改正前

オープン病院事業法人（一般社団法人の医師会）



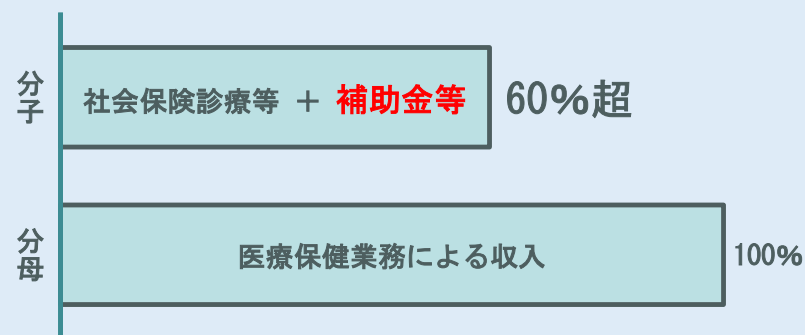
※保健師・助産師・看護師・准看護師養成所に係る事業、
会員の相互扶助を目的とした共済事業に係るものを除く。

福祉病院事業法人（無料低額診療事業を行う法人）



改正後

オープン病院事業法人（一般社団法人の医師会）



福祉病院事業法人（無料低額診療事業を行う法人）

